

[事案 2022-27] 新契約無効等請求

・令和5年8月2日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年10月に契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返すか、現在よりも解約返戻金が有利である令和2年11月に遡って解約してほしい。

- (1) 保険料をいくらにすればよいかわからないと相談したところ、募集人は、「いつでも変えられるから、とりあえず5万円にしてみたらいいんじゃない」と発言し、減額すると一部解約となり解約控除が発生すること等の説明は全くされなかった。
- (2) 契約日を含め募集人と2回面談を行ったが、パンフレット、設計書、契約締結前交付書面（注意喚起情報）等を用いた説明はなく、交付もされていない。
- (3) 令和2年11月に、事情があつて保険料の減額を申し出たところ、一部解約となることを知った。また、解約返戻金が減少したので、保険料の払込みを停止したいと告げたが、担当者が適切に対応しなかったため、さらに解約返戻金が減少した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、パンフレット、設計書、契約締結前交付書面を用いて、契約から10年未満の解約、減額、払済保険への変更時には解約控除がかかること等の留意事項を説明した。
- (2) 募集人は申立人に対し、交付が必要な資料は全て手交している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 令和2年11月に、申立人が保険料の支払停止および同月時点での解約返戻金と12月分の保険料の払い戻しを求め、保険会社から調査の結果、払い戻しができない旨の回答があった際に、申立人は調査内容の詳細につき繰り返し確認、説明を求めたが、その後長期間、保険会社から回答がない状態が継続した。また、契約の現況、払戻金の有無および金額等についても、申立人に知らせておらず、申立人は、払戻金が時間の経過とともに減っているのではないかという不安と保険会社に対する不信感を募らせた。